

○宮城みどりの基金条例

平成五年七月八日
宮城県条例第二十六号

宮城みどりの基金条例をここに公布する。

宮城みどりの基金条例

(設置)

第一条 緑豊かな県土づくりに要する経費に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、宮城みどりの基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、緑豊かな県土づくりに要する経費に充て、又は基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、緑豊かな県土づくりに要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(平一五条例二五・追加)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例二五・旧第五条繰下)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める

(平一五条例二五・旧第六条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第二五号)

この条例は、公布の日から施行する。